

精神身体合併症治管理加算の算定状況等について

- 身体合併症管理加算についてはこれまで算定要件の見直し等が行われてきたところ。
- 身体合併症管理加算の直近の算定状況は以下の通り。

	点数(1日につき)	算定回数/月
精神科身体合併症管理加算(7日以内)	450 点	28,568 回
精神科身体合併症管理加算(8日以上10日以内)	225 点	8,675 回

平成26年度診療報酬改定

- 精神病床に入院する患者の身体合併症に適切に対応するため、精神科身体合併症管理加算の算定期間を延長する。

精神科身体合併症管理加算(1日につき)
450点



精神科身体合併症管理加算(1日につき)
1 7日以内 450点
2 8日以上10日以内 225点(新)

平成28年度診療報酬改定

- 精神科救急・合併症入院料合併症ユニット及び精神科身体合併症管理加算の対象疾患に、特に重篤な急性疾患等を追加

[追加する疾患・病態]

間質性肺炎の急性増悪、劇症肝炎、末期の悪性腫瘍、重篤な血液疾患、急性かつ重篤な腎疾患 等